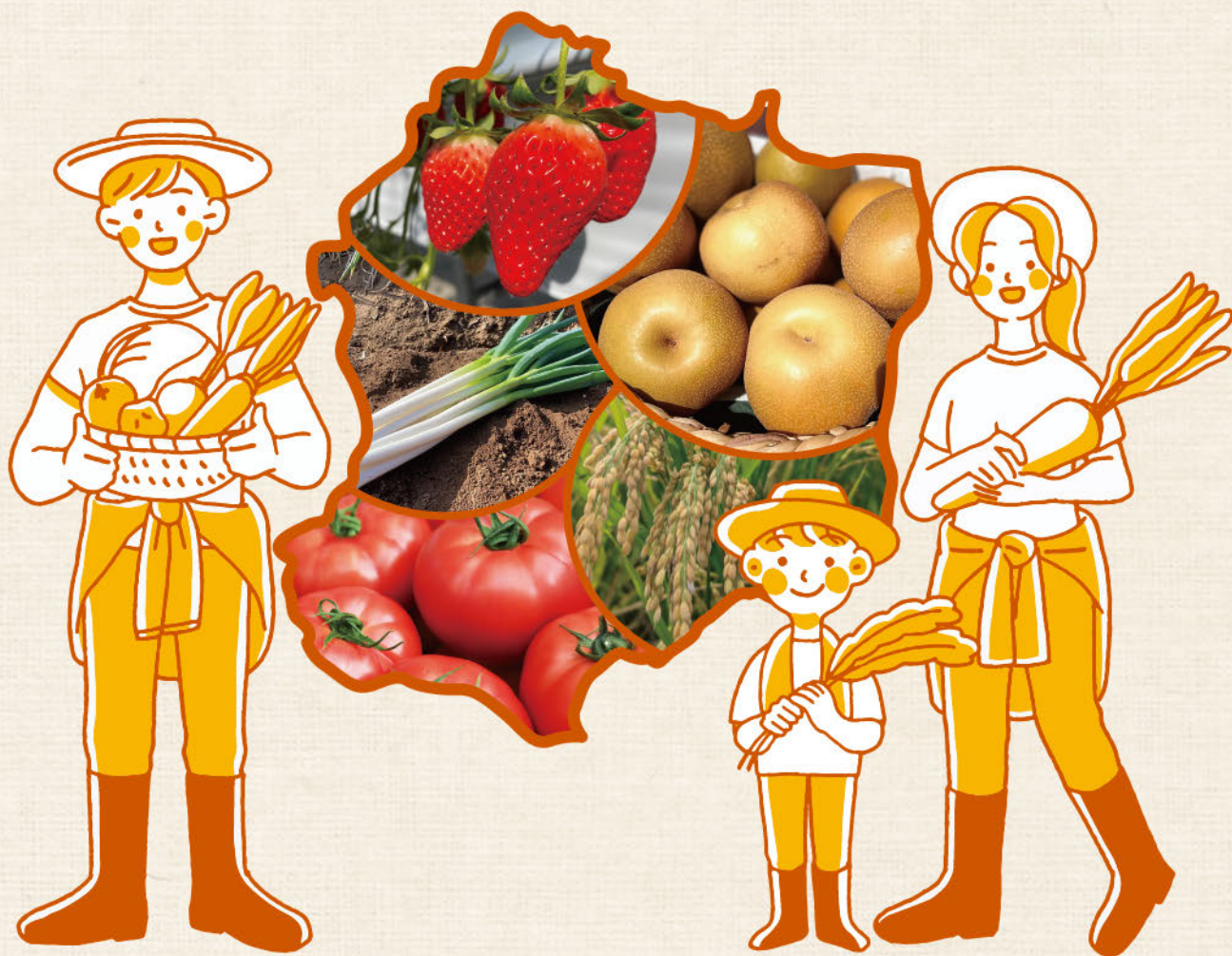



# いわき市農業・農村振興 基本計画

(令和8年度～令和12年度)



稼げる農業と次世代へつなぐ  
人づくりを実現し持続可能な産業へ

令和8年2月

 **いわき市**

## 稼げる農業と次世代へつなぐ人づくりを実現し持続可能な産業へ



いわき市は、令和4年度から「いわき市農業・農村振興基本計画」に基づき、『自然の恵みと人の愛(めぐみ)が支える新時代の活力ある農業・農村～市民全体で次世代へつなぐ豊かな食と農の形成』を基本理念として、本市農業の持続的発展、農業・農村の振興に向けた各種施策の推進を図ってきたところです。

これまで、東日本大震災に伴う原子力災害に起因する風評の払拭に向け、放射性物質検査結果などの安全・安心に関する判断材料を提供する「いわき見える化プロジェクト」を展開するとともに、本市産産物の魅力発信やプロモーションを戦略的に展開するため「魅力アップ！いわき情報局 魅せる課」を組織し、各種プロモーションを実施してきました。

また、スマート農業や最新技術を使った園芸施設の導入など、生産振興に資する本市独自の補助制度を大幅に拡充し、本市農業の主役である担い手への支援強化も図ってきたところです。これらの取組が結実し、令和5年8月には、東北地方唯一となる冬春トマトの野菜指定産地に本市が指定されるなど、農業振興に資する取組が着実に推し進められています。

しかしながら、本市の農業を取り巻く環境は、震災以前からの課題である担い手の減少、遊休農地の増加、自然災害や気候変動への対応に加え、物価高騰など急激な社会経済情勢の変化も相まって、厳しい状況に変わりはありません。

このことから、その課題や状況に的確に対応していくため、本市農政の新たな指針となる「いわき市農業・農村振興基本計画(令和8年度～令和12年度)」を策定しました。

この計画は、『稼げる農業と次世代へつなぐ人づくりを実現し持続可能な産業へ』を基本理念に掲げ、5つの基本方針のもと、10の基本施策をとりまとめたものです。

基本理念の実現に向け、農業を支える多様な分野の関係機関・団体等の皆様と連携しながら、地域農業の中核を担う次世代の担い手の確保・育成を推進します。あわせて、本市ならではの自然環境や優れた生産技術を活かし、時代の変化に対応した生産振興やブランド力の強化、販路の維持・拡大といった販売戦略を展開していきます。

こうした取組に積極果敢にチャレンジし、本市の農業を次のステップへ進めたいと考えておりますので、皆様には、なお一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、御尽力いただきました審議委員の皆様をはじめ、関係機関・団体の皆様に対し、心から御礼を申し上げます。

令和8年2月  
いわき市長 内田 広之

# 目次

## contents

### 第1章 計画の基本的な考え方

第1節	計画策定の趣旨	4
第2節	計画の位置付け	5
第3節	計画の期間	5
第4節	計画の構成	6

### 第2章 本市農業・農村を取り巻く現状

第1節	国の食料・農業・農村基本計画の概要	8
第2節	本市農業・農村に係る基本データ	10
第3節	前期計画の総括	23
第4節	本市における農業・農村の課題	28

### 第3章 本市農業・農村の目指す姿とその実現のための施策

第1節	基本理念	30
第2節	振興施策の体系図	31
第3節	基本方針	32
第4節	基本施策	35

### 第4章 計画の推進体制と進行管理

第1節	計画の推進体制と各主体の役割	42
第2節	計画の進行管理	43



# 第1章

## 計画の基本的な考え方



## 第1章 計画の基本的な考え方

### 第1節 計画策定の趣旨

これまで、本市農業は、令和7年度を目標年度とする「いわき市農業・農村振興基本計画」を令和3年度に策定し、基本理念である『自然の恵みと人の愛(めぐみ)が支える新時代の活力ある農業・農村～市民全体で次世代へつなぐ豊かな食と農の形成～』の実現に向け、農業・農村の振興を図ってきました。

本市農業が培ってきた「自然の恵み」と「人の愛(めぐみ)」が支える、持続可能で活力ある農業を、次世代へ継承できるよう、スマート農業など新技術の導入や特色ある本市産農産物の更なる魅力発信など、生産性の向上やブランド力の強化に取り組んできたところです。

しかし、農業者の高齢化や後継者不足による担い手の減少、遊休農地の拡大、生産力の低下など、本市の農業・農村を取り巻く環境は依然として大変厳しい状況にあります。

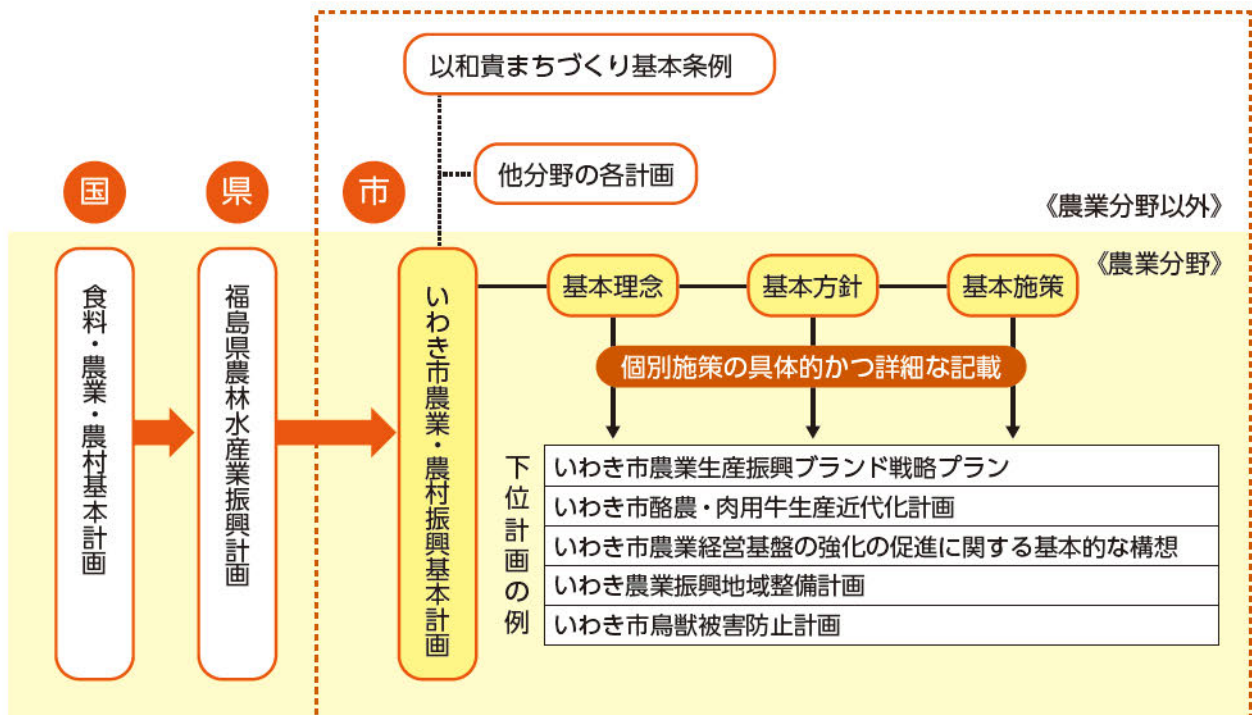
加えて、社会情勢の急速な変化や激甚化・頻発化する自然災害などの新たな課題にも対応していかななくてはなりません。

こうした本市農業・農村の変化に対応するため、農業・農村の振興施策を総合的・計画的に進めることが一層必要となっていることから、今後の本市農業の目指すべき姿とその実現方策を明確にするため、本市農政の指針となる新たな「いわき市農業・農村振興基本計画」を策定するものです。



## 第2節 計画の位置付け

『以和貴まちづくり基本条例』における「様々な主体がともに地域の課題解決に取り組む」という理念を基本としながら、本市農業・農村の振興に向けた基本理念の実現を目指し、農業者、関係機関・団体、そして市民等が連携・協働して農業・農村の振興を推進していきます。



【図：いわき市農業・農村振興基本計画の位置付け】 ※各計画の名称は令和8年2月時点

## 第3節 計画の期間

計画の期間は、国の「食料・農業・農村基本計画」および県の「福島県農林水産業振興計画」の見直しに対応できるように、令和8年度を初年度とし、令和12年度を目標年度とする5カ年の計画とします。

また、農業・農村を取り巻く情勢等に大きな変化があった場合は、計画の見直しについて弾力的に対応していくものとします。



## 第4節 計画の構成

本計画は4章構成となっています。第1章で計画の基本的な考え方を示し、第2章で本市の農業・農村を取り巻く現状を分析した後、第3章で本市農業・農村の目指す姿とその実現のための施策を示しています。

目指す姿として基本理念を掲げ、その下に5つの基本方針を配置し、各基本方針に基本施策を2つずつ設定しています。

なお、基本理念・基本方針・基本施策の内容を一覧にした体系図をP.31に記載していますので参照してください。

第4章では、計画の推進体制と進行管理について説明しています。

本計画では、目指すべき姿と施策の方向性を分かりやすく示すため、基本的な施策に限定して取り組みの方向性を示すにとどめ、個別施策については下位計画等で記載します。





## 第2章

本市農業・農村を取り巻く現状



## 第2章 本市農業・農村を取り巻く現状

### 第1節 国の食料・農業・農村基本計画の概要

食料・農業・農村を取り巻く環境は、国際情勢の不安定化や気候変動による異常気象の頻発化・激甚化、人口減少や高齢化など、大きく変化しています。

国内において、農業者の減少・高齢化が著しく進展しており、基幹的農業従事者（15歳以上の世帯員のうち、普段仕事として主に自営農業に従事している者）は、平成12年の240万人から令和6年には111万人と半減し、その年齢構成のピークは70歳以上の層となっています。農地は、我が国の人口1.2億人分の国内の食料需要を賄うために必要な面積の1/3程度しかない状況です。

人口減少に伴う国内市場の縮小は、避けがたい課題となっています。縮小の影響は、特に過疎地で顕在化・深刻化しており、食料品の購入や飲食に不便や苦勞を感じる者が増加する「食品アクセスの問題」が発生しています。

農村、特に中山間地域等の条件不利地域では都市に先駆けて人口減少・高齢化が進んでおり、集落による共同活動により支えられてきた農業生産活動への影響だけでなく、農村の地域社会の維持も懸念されます。

このように、国民生活に必要な食料を供給する機能及び国土の保全等の多面にわたる機能（以下「多面的機能」という。）を有する農業をはじめ、国産農林水産物の主要な仕向け先として農林水産業と消費者の間に位置し、食料の供給において重要な役割を果たしている食品産業、また、農業が営まれている場であり、農業者を含めた地域住民の生活の場である農村のそれぞれが課題に直面している状況にあります。

こうした状況から、令和6年6月5日に「食料安全保障の確保」、「環境と調和のとれた食料システムの確立」、「多面的機能の発揮」、「農業の持続的な発展」、「農村の振興」の五つの基本理念を掲げた「食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律」（令和6年法律第44号）を施行しました。

令和7年4月に閣議決定された新たな食料・農業・農村基本計画では、改正法の基本理念をもとに、生産性の向上、付加価値の向上や輸出の促進により農業経営の収益力を高め、農業者の所得の確保・向上を図るとともに、国民一人一人の食料安全保障を確保するため、物理的・経済的食料アクセスの確保、農産物・食品を消費者へつなぐ重要な役割を果たしている食品産業の発展を図ることとしています。

また、食料供給が環境に与える側面にも着目し、食料システム全体で環境負荷低減を図りつ

つ、多面的機能を発揮することとしています。

農村について、農業人口減少下においても、地域社会が維持され、食料供給機能、多面的機能が発揮されるよう、農業関係人口の増加に資する経済面・生活面の取組等の地域政策を推進し、これを産業政策との車の両輪として実施していくこととしています。

食料・農業・農村の未来を築くためには、生産者、食品事業者、消費者等の食料システムの関係者・関係団体間の相互理解と連携・協働の下、ともに歩んでいくことが重要です。国の食料・農業・農村基本計画では、この計画を通して、食料・農業・農村に対する理解を深めるだけでなく、食料の持続的な供給に寄与する行動変容につなげるよう、国民理解の醸成を図ることとしています。



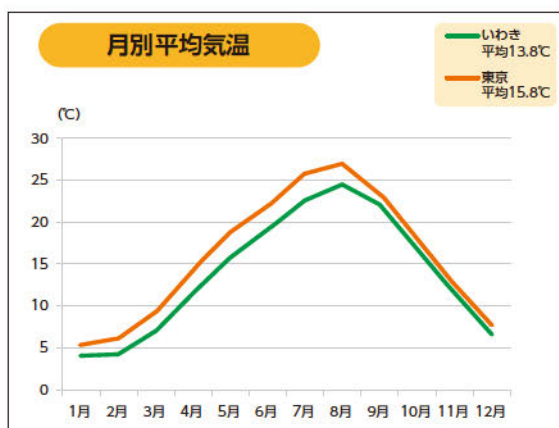
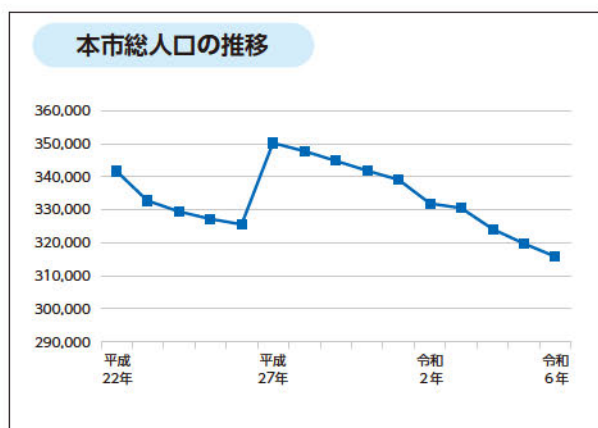
## 第2節 本市農業・農村に係る基本データ

本市は、福島県の東南端に位置し、南は茨城県、東は太平洋に接しており、人口316,058人(R7.3.1現在)、市の広さは1,232.51km<sup>2</sup>(東京23区の約2倍の広さ)です。

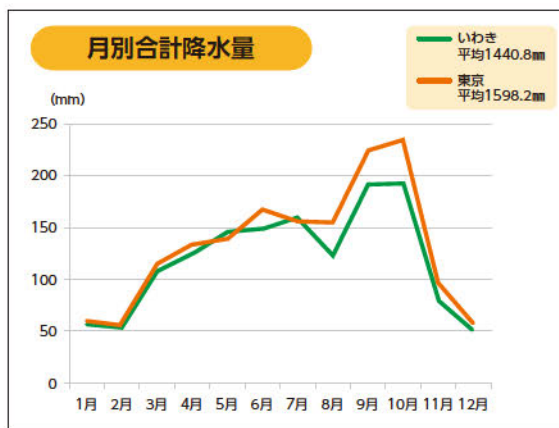
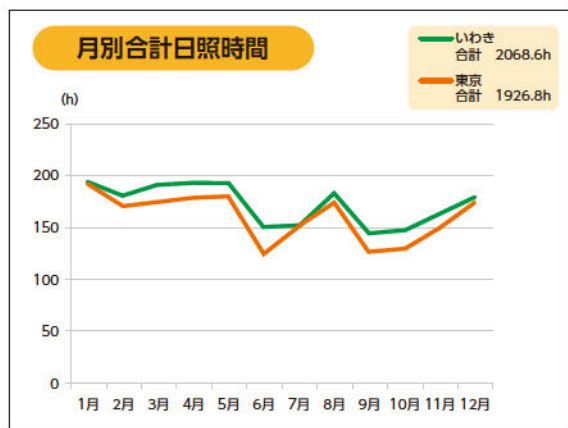
地形は、西方の阿武隈高地(標高500～700m)から東方へゆるやかに低くなり、東側には夏井川や鮫川などの下流域を中心に比較的排水が良好な土壌である細粒質の灰褐色土の平坦地となだらかな丘陵地が広がっています。

年間の日照時間は2,000時間以上と長く、年間平均気温13.8度と寒暖の差が比較的少ない温暖で過ごしやすい気候に恵まれていますが、近年は地球温暖化などの影響により平均気温が上がってきています。

交通については、常磐自動車道、磐越自動車道の高速道路や国道6号、49号等の幹線道路などの道路網及びJR常磐線、磐越東線の鉄道網により、首都圏や仙台市、郡山市などの地方都市と結ばれており、特に大消費地である首都圏まで約200kmの立地環境にあります。



【図1：本市総人口の推移】(データ出典：総合政策部調べ)



【図2～4：本市の気象関連情報】(データ出典：気象庁公表2020年平年値)

## 1. 本市の代表的な農産物

### ① トマト

昭和40年代から栽培されるようになり、温暖で日照時間が長い気候を活かしたハウス栽培が盛んです。10月から7月にかけて栽培出荷されており、特に「冬春トマト」は国の指定産地となっています。いわきのトマトは、「親バカトマト」や「サンシャイントマト」等のブランド名でも知られています。また、春トマトの美味しさをより広くアピールするため、令和6年春から市内で市場出荷している「サンシャイントマト」・「親バカトマト」・「小名浜菜園ミニトマト」を統合ブランド『春トマト「うらら～ulala～」』として季節限定（3～5月）のパッケージ＆ネーミングで販売しています。



### ② いちご

昭和20年代後半から栽培が始まり、ハウス栽培で冬から春にかけて収穫されています。

現在、「とちおとめ」や県オリジナル品種の「ふくはる香」、「ゆうやけベリー」などがいわきいちごとして流通しているほか、観光いちご園では「章姫」などの品種も栽培されています。

「ふくはる香」は、きれいな長円錐の形をしており、強い甘味と程よい酸味のバランスがよいといった特徴があります。また収量が安定しやすいという利点もあります。

「ゆうやけベリー」は、県が約20年ぶりに開発した新品种です。橙色がかった鮮やかな赤色で、味わいは、ほどよい酸味で甘さが際立ち、香りが強く感じられるのが特徴です。



### 3 梨

江戸時代に棚倉藩（現在の平、赤井、小川地区）の藩主が栽培を奨励したのが始まりと言われ、明治初めから中期にかけて本格的な栽培が行われるようになりました。現在では「サンシャインいわき梨」というブランド名で地元の市場を中心に出荷され、高い評価を得ています。また、ベトナム向け日本梨の輸出が平成29年1月16日付けで可能となり、様々な基準を通して輸出されたいわきの梨は、ベトナムでも人気です。

横一列に植えた苗木の枝を隣同士でつなぎ合わせ、1本の果樹棚のように仕立てるジョイント栽培の試験導入が始まっており、作業効率の向上や定植から収穫までの期間を短くすることが期待できます。



### 4 ねぎ

明治初めから栽培が始まり、現在では福島県内でも有数の産地となっています。

収穫時期によって「春ねぎ」（4月～6月）、「夏秋ねぎ」（8月～11月）、「秋冬ねぎ」（11月～3月）と呼ばれ、ほぼ一年中栽培・出荷されており、特に「秋冬ねぎ」は国から指定産地として指定されており、盛んに栽培されています。

令和7年2月に選果調製施設が完成したことにより、生産者の労力削減が図られ、それに伴う栽培管理強化による品質向上、作付面積の拡大が見込まれます。また、共同選果での出荷品質の均一化により、販売単価の向上が期待され、さらなる産地の活性化が見込まれます。



## 5 米

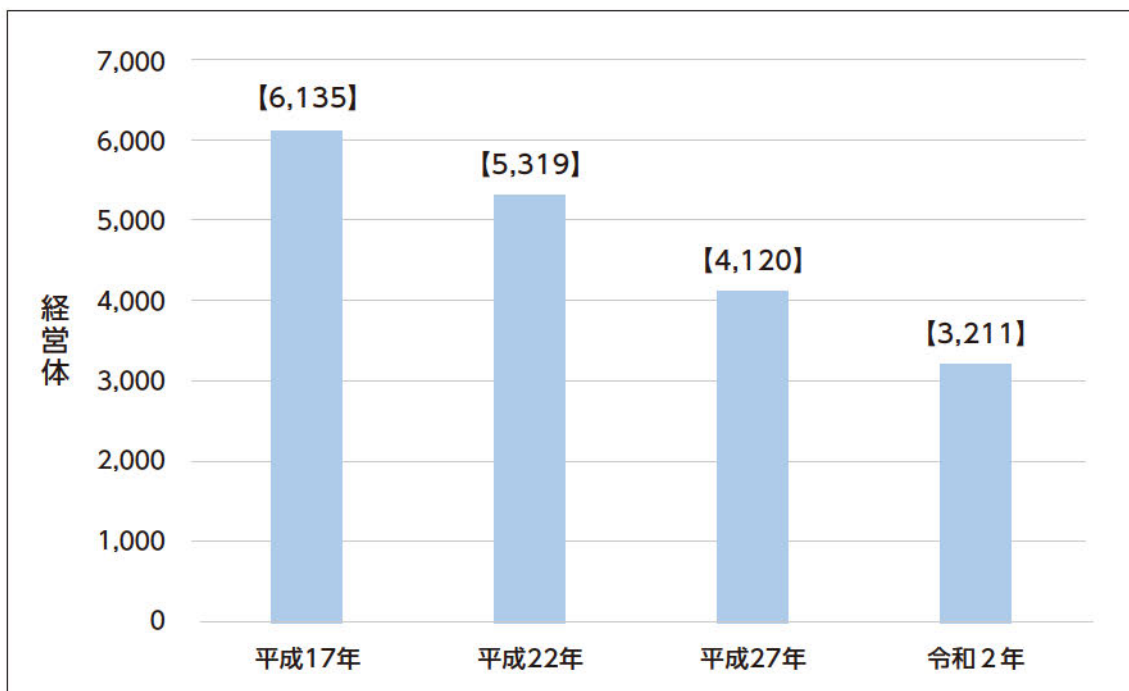
海沿いの平坦な地域から、標高の高い山間地域まで、ほぼすべての地域で栽培されており、栽培面積、生産量、出荷額ともに最も多い農作物となっています。品種としては「コシヒカリ」が最も多く、次いで福島県オリジナル品種となる「天のつぶ」が栽培されています。

また、本市ではブランド米として<sup>いわき</sup> <sup>ライキ</sup> Iwaki Laikiを販売しています。全国有数の日照時間を誇る本市で、ミネラルが豊富で肥沃な大地と澄んだ水によって育まれた、いわき産コシヒカリを通常以上に磨き上げたお米です。



## 2. 農業経営体数の推移

令和2年の農業経営体数は、3,211経営体となっており、平成27年と比較すると909経営体減少(22.1%減)、平成17年と比較すると2,924経営体減少(47.7%減)しており、年々減少傾向にあります。



【図5：本市における農業経営体数の推移】(データ出典：農林業センサス※解説有)

### 解説：「農林業センサス」

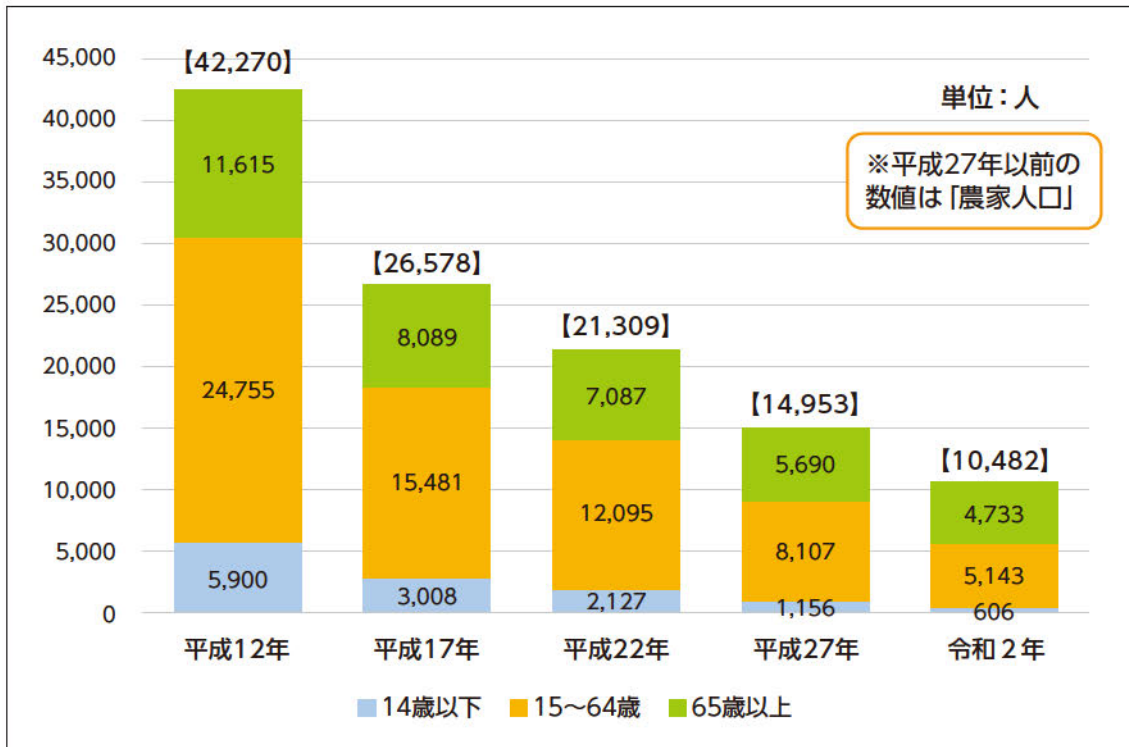
農林業を営んでいるすべての農家等を対象に農林水産省によって5年ごとに行われている調査であり、農林産業にかかわる基本的な統計情報を提供するもの。

## 3. 農業に関する人口の推移

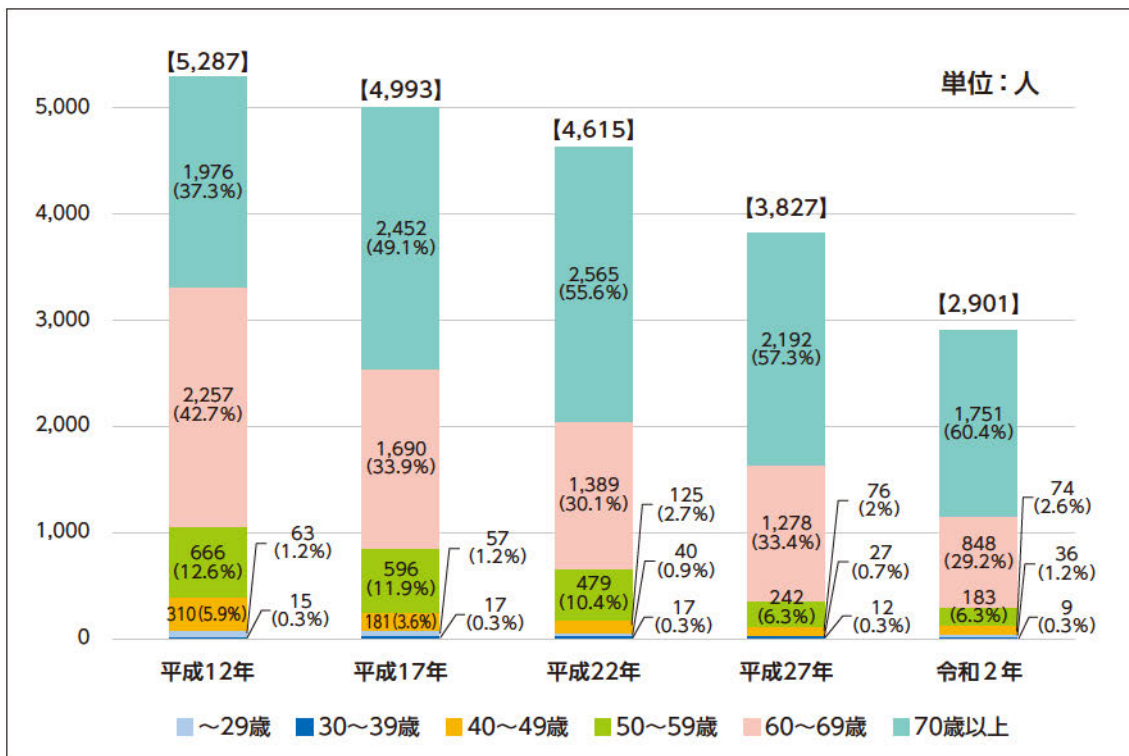
令和2年の農業経営体の世帯員数は10,482人となっており、平成27年の農家人口※解説有と比較すると4,471人減少(29.9%減)、平成12年と比較すると31,788人減少(75.2%減)しており、20年間で4分の1以下まで減少しています。

ふだん仕事として主に自営農業に従事している基幹的農業従事者数について、令和2年は2,901人となっており、平成27年と比較すると926人減少(24.2%減)、平成12年と比較すると2,386人減少(45.1%減)しています。70歳以上が占める割合については、平成12年では37.3%、平成27年では57.3%、令和2年では60.4%と増加しています。一方で、70歳未満が占める割合については減少傾向にあり、基幹的農業従事者全体の高齢化が一層進行し、年齢層の分布が上方にスライドしている状況にあります。

本市における農業者の平均年齢は令和2年では69.9歳であり、国(65.5歳)や県(67.2歳)と比較してもより高齢化が進んでいます。



【図6：本市における農業経営体の世帯員数】(データ出典：農林業センサス)



【図7：年齢階層別基幹的農業従事者数】(データ出典：農林業センサス)

※令和2年は個人経営体をベースとして集計、平成27年以前は販売農家ベースで集計

**解説：「農家人口」**

「農家人口」とは、経営耕地面積が10a以上又は農産物販売金額が15万円以上であった世帯の構成員数を計上したものの。令和2年の農林業センサスでは調査項目から削除されたため、本計画を策定するにあたり、農業経営の管理運営の中心となる経営主と住居及び生計を共にしている者の人口を計上する「農業経営体の世帯員数」を「農家人口」から接続する指標とした。

#### 4. 認定新規就農者の確保状況

認定新規就農者制度は、就農段階から農業経営の改善・発展段階まで一貫した支援を実施し、新規就農者を地域農業の担い手として育成するため、平成26年に農業経営基盤強化促進法に基づいて創設されました。

本市における認定新規就農者は、近年増加傾向にあります。

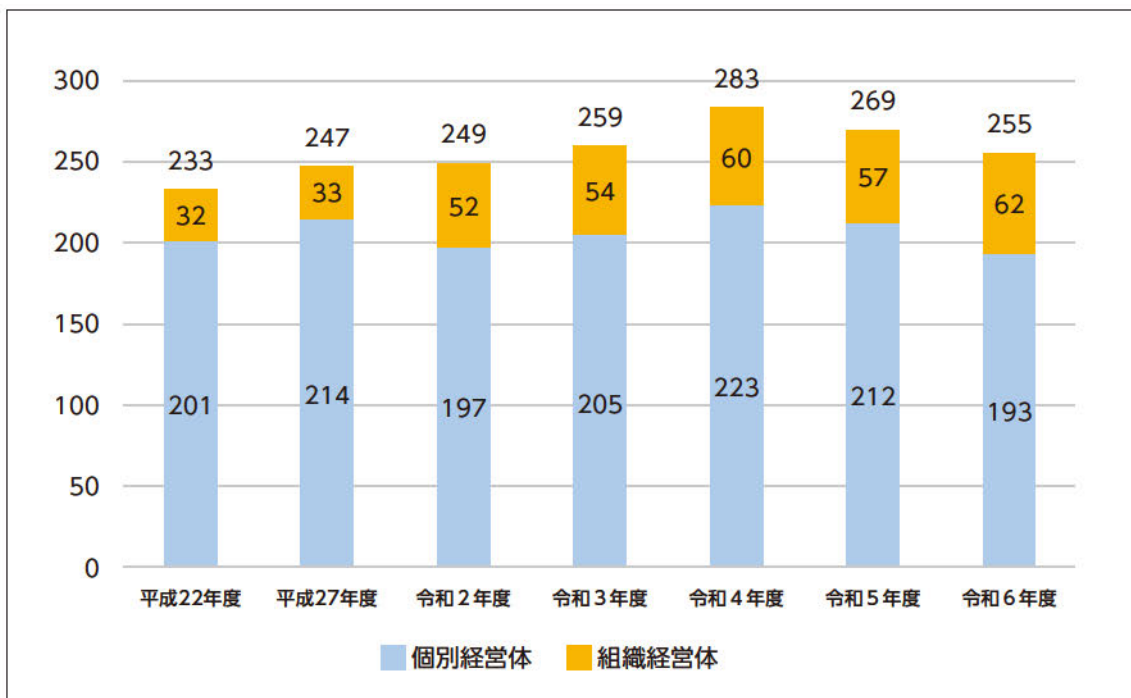
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認定新規就農者数	6	6	7	18	17	20

【表1：認定新規就農者の確保状況（令和元年度からの累計）】（データ出典：農業振興課調べ）

#### 5. 認定農業者<sup>※解説有</sup>の推移

認定農業者制度は、農業にやる気と意欲があり、今後の農業を中核的に担っていく農業者や農業法人等を市町村が認定し、関係機関・団体が重点的に支援措置を講じる制度です。

平成5年に農業経営基盤強化促進法に基づいて創設されました。本市における認定農業者の数は、令和4年度まで増加傾向にありましたが、令和5年度には減少に転じています。



【図8：本市における認定農業者数】（データ出典：農業振興課調べ）

##### 解説：「認定農業者」

市が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」に沿って、経営意欲ある農業者が、経営規模の拡大や生産方式の合理化等に関する農業経営改善計画を作成し、市が認定すると認定農業者となる。

## 6. 市内のほ場整備の状況

農地の区画整理や農業用施設等の設置などのほ場整備を実施することで、農業経営はより効率化されます。現在、本市で30a以上の区画にほ場整備がなされている割合※解説有は59.3%となっており、県内平均の76%と比較して低い状況にあります。効率的な農業経営を実践するためにも、引き続き、ほ場整備事業の実施が必要です。

区分	水田		
	対象面積	整備済面積	整備率
県全体	94,632ha	71,933.7ha	76.0%
いわき	4,599ha	2,728.2ha	59.3%

【表2：福島県のほ場整備率 (R6)】(データ出典：福島県ホームページ)

### 解説：「ほ場整備率」

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、市が策定した「農業振興地域整備計画」においておおむね10年以上にわたり農業振興を図っていかうとする優良農地として指定された農用地（農業振興地域農用地区域）のうち、農業用排水施設・農業用道路等のほ場条件が備わった農地として30a程度以上に整形された農地面積の割合。

## 7. 地域計画※解説有の策定状況

本市では、令和7年4月1日現在で129地区の地域計画を策定しています。

今後の地域農業の指標としつつ、適宜状況に応じた見直しを図りながら、地区ごとの課題や将来のあり方を話し合い、完成度を高めていきます。

	平	小名浜	勿来	常磐	内郷	四倉	遠野	小川	好間	三和	田人	川前	久之浜 大久
地域別 策定数	29	11	20	6	1	17	7	6	7	10	7	4	4

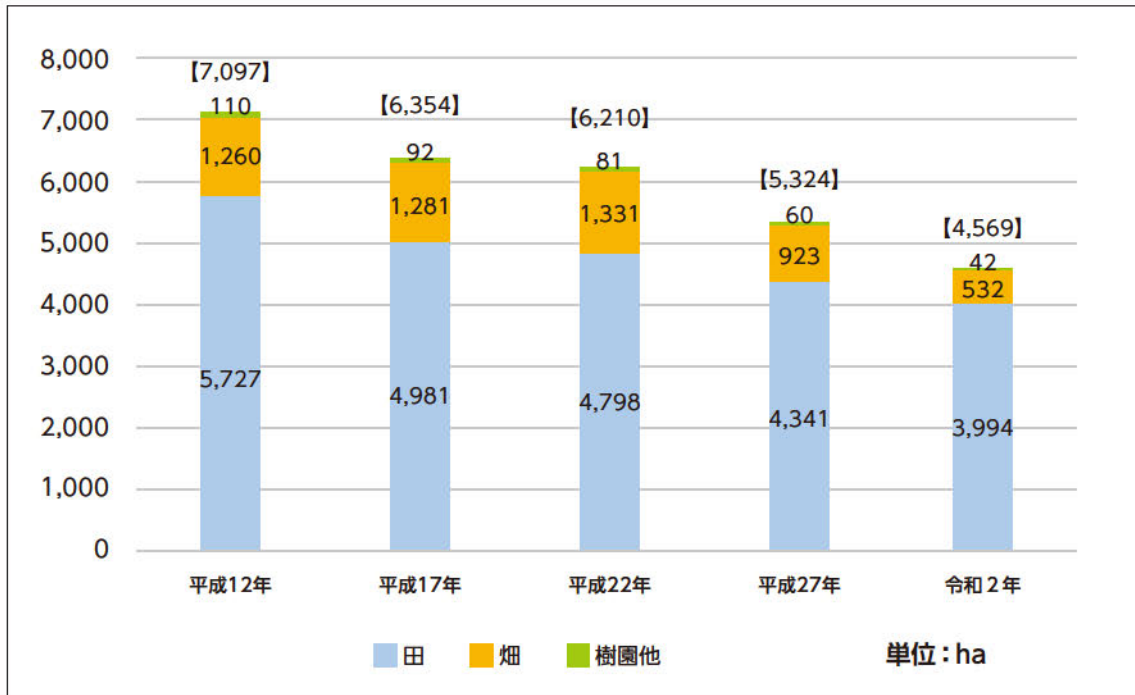
【表3：本市における地域計画の策定状況】(データ出典：農業政策課調べ)

### 解説：「地域計画」

令和5年4月1日施行の改正農業経営基盤強化促進法により、地域の目指すべき将来の農地利用の姿を明確化するため、地域での話し合い（おおむね10年後の地域農業のあり方（誰がどの農地を耕作し、農地を維持していくか）等を踏まえ市が策定した計画。

## 8. 経営耕地面積<sup>※解説有</sup>と担い手への農地の集積状況

令和2年の経営耕地面積は、4,569haとなっており、平成27年と比較すると755ha減少(14.2%減)、平成12年と比較すると2,528ha減少(35.6%減)しています。



【図9：本市における経営耕地面積の推移】(データ出典：農林業センサス)  
※端数処理のため、各項目の合計と統計が一致しないことがあります。

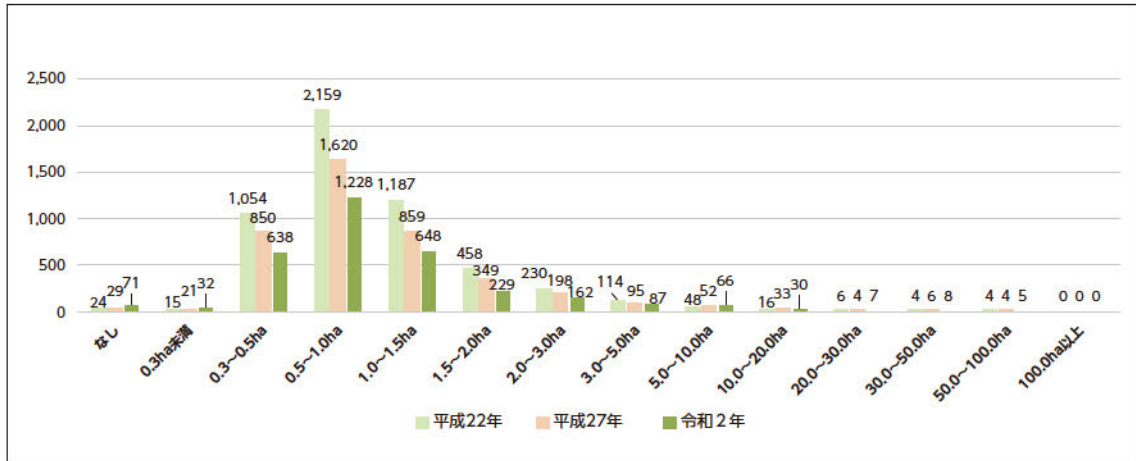
### 解説：「経営耕地面積」

「経営耕地面積」とは、農業経営体が経営している耕地(けい畔を含む田、樹園地及び畑)のことであり、自ら所有している耕地と他から借りて耕作している耕地の合計の面積のことを指す。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積である。本計画では、5年に一度公表される農林業センサスから経営耕地面積を引用している。

経営耕地 = 所有地(田、畑、果樹地) - 貸付耕地 - 耕作放棄地 + 借入耕地

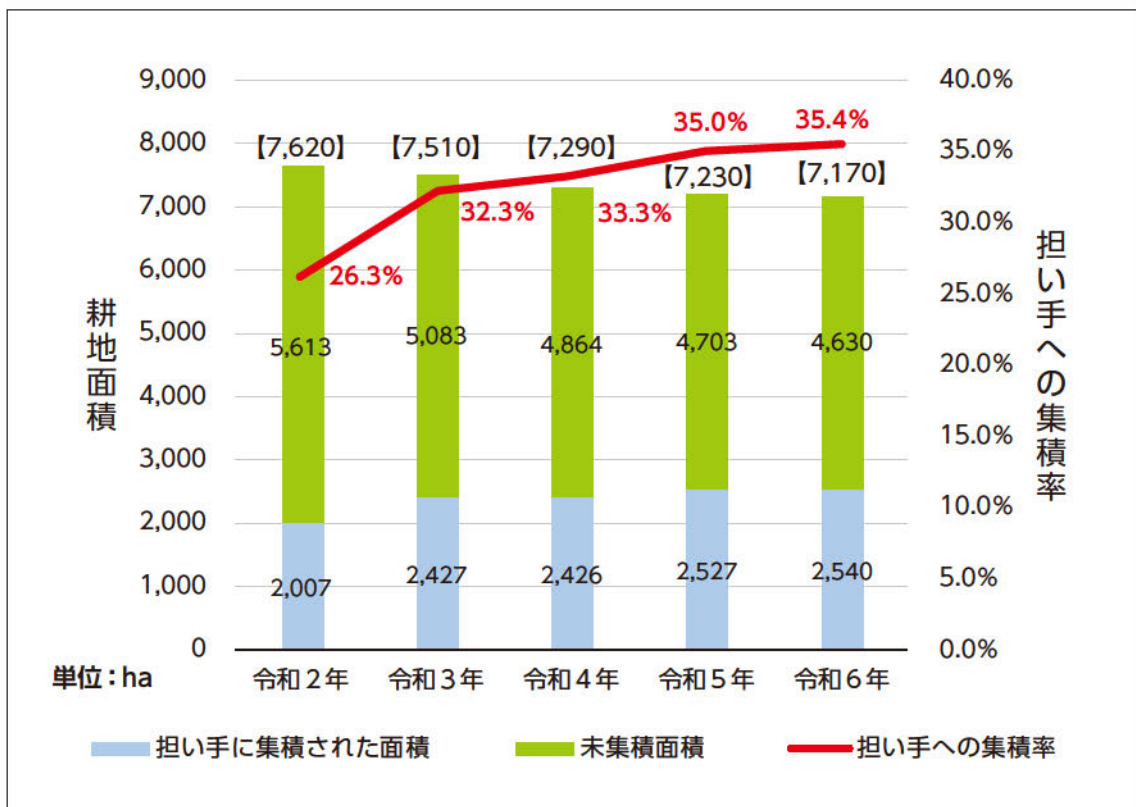
なお、毎年農林水産省が実施する作物統計調査においては「耕地面積」という指標が使用されているが、これは所有権がどこにあるか等に関係なく、かつ耕作放棄地等も含めての統計調査が行われている。令和2年以降の毎年の数値が公表されている指標として、「耕地面積」も本計画において活用しているが、「経営耕地面積」と「耕地面積」は異なる指標であるため、注意が必要である。

本市における経営耕地面積別の農業経営体数を比較すると、経営耕地面積が1.0ha以下の経営体が全体の61.3%を占めています。経営耕地面積が5.0ha以上の経営体を平成27年と令和2年で比較すると、99経営体から116経営体へと増加しています。農家1戸あたりの経営耕地面積は、平成22年が0.79ha、平成27年が0.85ha、令和2年が0.92haと拡大傾向にありますが、令和2年の都府県平均の2.20ha、県平均の1.52haと比較すると、小規模な経営体が多い状況にあります。



【図10：本市における経営耕地面積別の農業経営体数】（データ出典：農林業センサス）

また、本市の耕地面積のうち、担い手（認定農業者、基本構想水準到達者及び認定新規就農者）に集積※解説有された面積は増加傾向にあるものの、耕地面積全体に占める割合では35.4%に留まっています。



【図11：本市における担い手に集積された農地の面積】（データ出典：農業振興課調べ、作物統計調査）

**解説：農地の集積と集約**

農地の「集積」とは、一人の農業者が所有又は借入れにより耕作する農地面積を拡大することであり、農地の利権等を交換することで耕作する農地を一か所にまとめる「集約」とは異なる概念である。「集積」は経営規模の拡大、「集約」は経営の効率化を目指しており、どちらも重要である。

## 9. 遊休農地の状況

遊休農地の面積は令和6年度に増加しています。令和4年度、5年度には一時減少傾向に転じていましたが、これは、再生利用が困難とされた農地を非農地と判断し、農地から除外したことが大きな要因となっており、遊休農地が耕作可能な農地に再生されたものは多くありません。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
面積	442	466	433	426	563

【表4：本市における遊休農地の面積】（データ出典：農業委員会調べ） 単位:ha

市内の地区別に遊休農地の面積を比較すると、農地面積が多い平・勿来地区では、遊休農地の面積も大きくなっています。

地区名	平	小名浜	勿来	常磐	内郷	四倉	遠野
面積	128.8	93.8	97.2	22.6	2.4	21.7	58.0

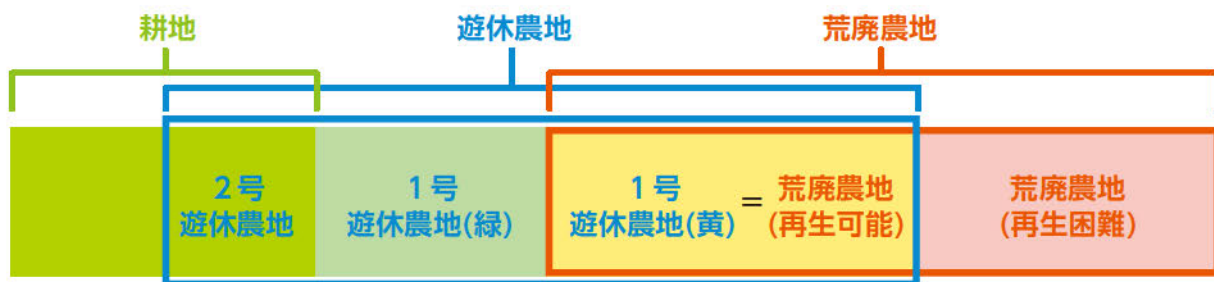
  

地区名	小川	好間	三和	田人	川前	久之浜・大久
面積	19.2	9.8	36.1	37.3	1.4	34.6

【表5：令和7年3月末時点の本市における遊休農地の面積（地区別）】（データ出典：農業委員会調べ） 単位:ha

### ○参考

耕作に供されていない農地の状況を分析する概念として、荒廃農地及び遊休農地があります。各概念の関係については、下図12のとおりです。

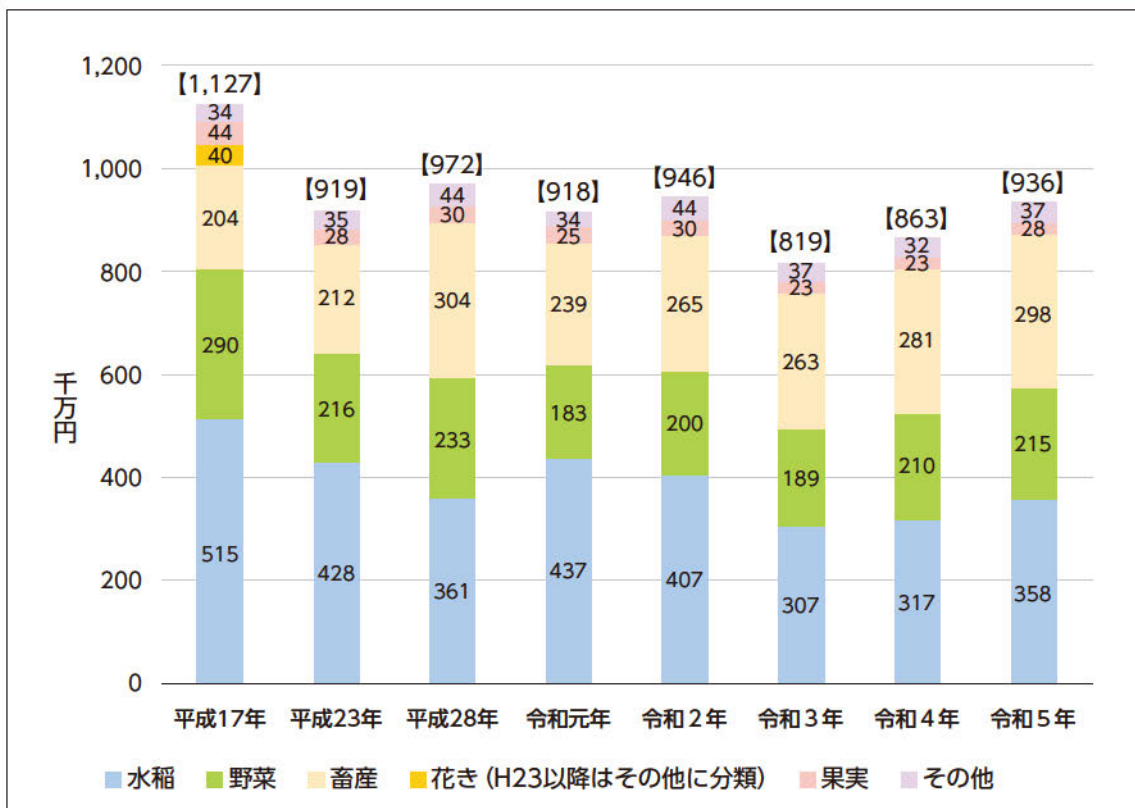


荒廃農地	再生利用が困難と見込まれる荒廃農地	荒廃農地(現に耕作に供されておらず、通常の農作業では栽培が客観的に困難)のうち、農地に復元するための整備が著しく困難、又は復元しても継続的な利用が困難と見込まれる農地	客観ベース 毎年調査
	再生利用が可能な荒廃農地	荒廃農地(現に耕作に供されておらず、通常の農作業では栽培が客観的に困難)のうち、整地等の再生作業により耕作が可能になると見込まれる農地	
遊休農地	1号遊休農地	現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地 黄区分 農業的利用を図るための条件整備が必要な農地 緑区分 草刈り等で直ちに耕作可能となる農地	
	2号遊休農地	その農業上の利用の程度がほかの農地の利用の程度に著しく劣っていると認められる農地	

【図12：耕作に供されていない農地を分類する各概念の相関図】（農林水産省作成資料から抜粋・加筆）

## 10. 農業産出額の推移

令和5年の農業産出額は93.6億円で、東日本大震災前の平成17年と比較すると総額で19.1億円減少(16.9%減)となっています。内訳を見ると、水稻で15.7億円減少(30.5%減)、野菜で7.5億円減少(25.9%減)、畜産で9.4億円増加(46.1%増)、果実で1.6億円減少(36.4%減)しています。直近では全体的に増加傾向にあり、東日本大震災発生直後の平成23年と比較すると令和5年には1.7億円増加(1.9%増)しました。



【図13：本市における農業産出額】(データ出典：市町村別農業産出額等※解説有)

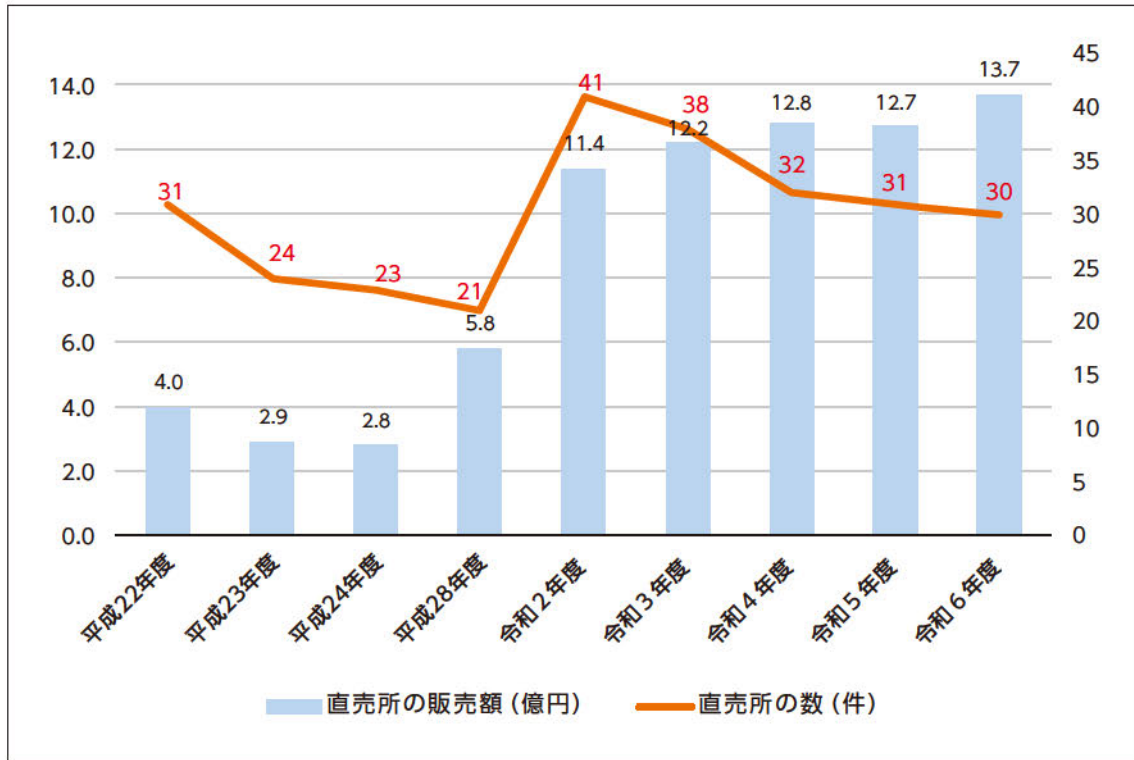
### 解説：市町村別農業産出額

市町村別の農業産出額について、平成17年までは5年に一度の農林業センサスにおいて推計された値が公表されていたが、東日本大震災を機に、本市を含む被災市町村については平成23年以降毎年、被災市町村別農業産出額が農林水産省から公表されるようになった。平成26年以降は全国の市町村の推計額が市町村別農業生産額として毎年公表されるようになり、これは都道府県別農業産出額を県内の作付面積や飼養頭羽数に基づいて按分した推計値である。

図13では一貫したグラフとして記載しているが、このように市町村の農業産出額については度々統計元が変更されており、各統計についても算出方法に違いがあるので、数値そのものを経年比較するにあたっては注意が必要である。

### 11. 農産物直売所の販売額

本市における農産物直売所の販売額は平成23年の震災により一時減少しましたが、その後順調に回復を続け、平成28年度には震災前の水準を超える5.8億円を達成し、令和6年度には13.7億円に到達しました。



【図14：本市における農産物直売所の販売額】（データ出典：農業振興課調べ）

### 12. 農業生産工程管理（GAP）の認証取得経営体数

GAP (Good Agricultural Practice：農業生産工程管理) とは、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のことです。GAPの認証取得経営体数は、令和3年度以降、ほぼ横ばいとなっています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
取得経営体数	30	35	36	36	34

【表6：本市におけるGAP取得経営体数】（データ出典：農業振興課調べ） ※のべ数

## 第3節 前期計画の総括

### 1. 前期計画における成果指標の達成状況

前期計画において設定した18項目の成果指標について、14項目において目標達成率が90%以上となった一方、2項目では達成率が70%未満となりました。

#### 【凡例】

達成率	100%以上	90%以上100%未満	70%以上90%未満	70%未満
評価	順調に達成	おおむね達成	未達成ながら進展有	未達成かつ課題有

No.	目標	単位	策定時現状値 (R2年度)	現状値 (R6年度)	目標値 (R7年度)	達成率 (%)
1	農産物直売所の販売額	億円	11.4	13.7	14.2	96.5
2	学校給食における地場産物使用割合	%	52.9	67.6	53	127.5
3	農業生産工程管理 (GAP) の取得経営体数	経営体	30	34	40	85.0
4	市の情報発信に対するアクセス数	pv/年	176,932	231,040	195,000	118.5
5	認定農業者数	経営体	249	255	275	92.7
6	50歳未満の認定農業者数	経営体	20	24	41	58.5
7	新規就農者数	経営体	46	66	50	132.0
8	認定新規就農者数	経営体	6	20	16	125.0
9	認定農業者である法人数	経営体	52	62	62	100.0
10	農福連携の取組事例数	件	17	26	26	100.0
11	担い手への集積面積	ha	2,007	2,540	3,396	74.8
12	施設栽培面積	ha	19.58	19.22	20.91	91.9
13	遊休農地の面積	ha	442	426 (R5)	317 (R5) ※	12.8
14	農業保険制度の加入率	%	80.5	84.6	85.5	98.9
15	公共牧場における家畜放牧利用状況の向上	延べ頭数/年	8,730 (R1)	13,794	11,046	124.9
16	市営施設等での農業体験等における交流人口	人/年	28,118	33,737	35,400	95.3
17	中山間地域等直接支払制度対象面積	ha	1,128	1,140	1,139	100.1
18	多面的機能支払制度対象面積	ha	2,561	2,586	2,816	91.8

※No.13「遊休農地の面積」については、計画期間中に指標の捉え方が変更されたため、令和5年度時点での現状値・目標値としております。

また、状況の経過管理を行う指標である関連指標については下表のとおりです。

No.	関連指標	単位	策定時現状値 (R2年度)		現状値 (R6年度)
1	農業産出額	千万円	918(R1)		936(R5)
2	いわき産農産物取扱額(中央卸売市場)	千万円	82.6		77
3	いわき産農産物取扱額(市内JA)	千万円	196.4		235
4	卸売市場における いわき産農産物のシェア率	%	4.8		4.0
5	卸売市場における いわき産農産物(主要品目)の 物量シェア率	%	ねぎ	41.0	32.7
			トマト	47.0	35.0
			梨	20.0	30.2
			いちご	7.7	4.8
6	農地所有適格法人数	法人	27		30
7	ほ場整備率	%	55.1		59.3



## 2. 前期計画における重点戦略の総括

### 重点戦略1 「消費者の需要に即した生産振興と消費拡大の推進」

概要：流通の形態が複雑化する現代において、本市における流通の実態及び消費者の需要を把握し、特色ある農業を推進するとともに、地産地消やブランド化等の消費拡大に向けた取組を実施するもの。

#### ●重点施策

##### 流通の実態と消費者の需要に即した生産振興

消費者・実需者ニーズを把握しつつ、本市の気候条件や地形を活かした高品質・高収益な作物等の生産振興を図りました。

##### 農産物等の高品質・高付加価値化の推進

関係機関・団体との連携や補助金の活用等を通じて、6次産業化や農業生産工程管理(GAP)の普及・啓発、環境に配慮した農業等、本市の農産物等の新たな付加価値の創出や農業者の所得向上、地域の活性化を図る取組を積極的に支援しました。

##### 消費者と食・農とのつながりの深化

農業体験や農産物直売所を対象としたセミナーの開催、市内施設等での本市産農産物の活用促進事業等を実施し、消費者と農業者の関係を強化する地産地消の取組を推進しました。

##### 農産物等のブランド化と情報発信の強化

本市産農産物等の積極的な情報発信を実施するとともに、本市関連都市等と連携した本市産農産物の提供等を実施し、おいしさや安全性、魅力発信によるブランド化に資する取組を推進しました。

#### ◆成果指標の達成状況等

「農産物直売所の販売額」「学校給食における地場産物使用割合」「市の情報発信に対するアクセス数」については、おおむね達成できました。

しかし、稼げる農業の実現のためには、引き続き高収益かつ高品質な特色ある農業の推進及び流通の強化、消費拡大の推進を継続する必要があります。

また、「農業生産工程管理(GAP)の取得経営体数」については、策定時よりも増加しましたが、安全や環境に配慮した農業の実現や販路拡大に向けて普及・啓発を行っていく必要があります。

## 重点戦略 2 「持続可能な農業のための担い手確保と生産基盤・経営基盤の強化」

概要：農業生産の根幹となる担い手の育成・確保や農業生産基盤の保全・整備、多様なリスクにも対応可能な強固な経営基盤の確立など、本市農業を持続的に発展させる取組を実施するもの。

### ●重点施策

#### 地域の中心となる担い手及び多様な担い手の確保と育成

多様な担い手が農業を継続・発展できるよう相談窓口の整備や各種支援制度の活用を推進するとともに、地域の中心となる担い手への農地の集積・集約を図り、効率的な農地の活用を推進しました。また、地域の中心となる担い手以外にも多様な担い手が活躍できるよう、農福連携等への支援も実施しました。

#### 生産性と収益性の高い農業経営の確立

関係機関・団体との連携や補助金の活用等を通じて、選果調製施設の導入を支援するとともに、スマート農業の導入補助を実施するなど、生産性及び品質の向上に資する取組を推進しました。

#### 農業生産基盤の保全・整備と防災・減災対策の推進

地域の実情や立地条件に応じたほ場の大区画化、農業水利施設、農道等の農業生産基盤の保全・整備を推進するとともに、農地パトロールや農地中間管理機構が行う事業を活用し、遊休農地の発生防止に努めました。さらに、多様化するリスクに備えるため、農業保険制度の普及促進や緊急時の体制整備を推進しました。

### ◆成果指標の達成状況等

担い手に関する成果指標については順調に推移しており、一定程度効果があったものと評価しています。しかし、「50歳未満の認定農業者数」は目標を大きく下回っており、農業者の減少や高齢化が進む中、次世代の地域の中心となる担い手の確保に向けて、取組を強化していく必要があります。農地に関する成果指標については、一定の取組効果はあったものの、「担い手への集積面積」「遊休農地の面積」とも目標を達成できませんでした。産地の発展のためには、優良農地の保全・拡大が重要となることから、引き続き農業基盤の整備に取り組んでいきます。農業経営に関する成果指標である、「施設栽培面積」「農業保険制度の加入率」ともおおむね達成することができましたが、さらなる農業経営の効率化・安定化・収益性向上に向けて取り組んでいきます。

### 重点戦略3 「地域資源を活かした環境と共生する豊かな農村の構築」

概要：農業の有する多面的機能を維持しつつ、豊かな地域資源を活かして、都市部と農村の共生・交流により活力ある農村を創り、多様な生活様式を実現する取組を実施するもの。

#### ●重点施策

##### 都市と農村の共生・交流

地域資源を活用した地域活性化を目指し観光・教育分野などと連携するとともに、農産物直売所や観光農園等への支援を実施し、関係人口の創出及び農村の活性化に寄与しました。

##### 多面的機能の維持・保全と地域資源の活用

国土の保全、水源のかん養、生物多様性の保全、文化の伝承といった農村が持つ多面的機能を情報発信するとともに、安心して営農できるよう鳥獣被害防止対策を推進しました。

##### 多様な担い手が活躍する農村での新しいライフスタイル

本市農業の地域の中心となる担い手はもとより、兼業農家や中小・家族経営、女性農業者や定年帰農者等の多様な担い手への支援を通じ、新しいライフスタイルの実現に向け支援し、地域振興を推進しました。

#### ◆成果指標の達成状況等

「市営施設等での農業体験等における交流人口」「中山間地域等直接支払制度対象面積」「多面的機能支払制度対象面積」といった成果指標について、おおむね達成することが出来ました。農業人口減少下においても、地域社会を維持しつつ、生産機能及び多面的機能が発揮される持続可能な農業・農村がつけられるよう、地域と連携しながら取組を進めていきます。

### 重点戦略4 「新たな可能性が開く新時代の農業・農村の構築」

本重点戦略は、様々な角度からの取組により持続可能で魅力的な「新時代」の農業・農村を本市において実現させることを目指し、特に「新時代」の農業・農村に資する施策を重点戦略の一つとして抽出・再編したものです。重点施策としては、「新技術の導入による効率的な農業の推進」「連携の広がり結びつきの強化による新たな価値の創造」「社会問題への貢献による新たな付加価値」「多様な担い手が活躍する農村での新しいライフスタイル」「消費者と食・農とのつながりの深化」を掲げています。

重点戦略1～3での施策の実施により、日々変わりゆく社会情勢や農業を取り巻く環境に対応した新時代の農業・農村の構築に努めました。

## 第4節 本市における農業・農村の課題

本章第2節で本市農業・農村に係る基本データを記載し、また、本章第3節では前期計画の成果指標の達成状況及び重点戦略の総括を行いました。また、生産者、関係機関・団体等からなる「いわき市農業・農村振興基本計画審議委員会」、庁内横断的な関係課の課長職で構成される「庁内審議会」及び係長職で構成される「作業部会」の3階層の会議において本市の農業・農村が抱える課題について5つに分類し整理を行ってきました。その内容については、次のとおりです。

課題の分類	課題	対応する基本方針※
人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少や高齢化の影響による農業者の減少・高齢化</li> <li>・担い手不足が深刻化し、特に高年齢層の占める割合の増加が顕著</li> <li>・兼業農家が多く、大規模な担い手が少ない</li> </ul>	1
農地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耕作に供されていない農地が拡大し維持管理の負担が増加している</li> <li>・農地貸出希望者と農地借受希望者のマッチングが円滑ではない</li> <li>・農業者の高齢化により、農道・農業水利施設等の管理が困難</li> <li>・農道・農業水利施設の老朽化に伴い維持管理費が増加している</li> </ul>	2
生産・流通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産量の減少によるロット数の不安定化、流通量の減少</li> <li>・気象条件の変化(高温等)や、自然災害の増加による労働効率、品質及び生産性の低下</li> <li>・スマート農業導入等の省力化が普及していない</li> <li>・農産物や農産物加工品の販路の確保・開拓が進まない</li> <li>・販売価格低迷や資材価格高騰等により、収入が安定しない</li> <li>・産地として選ばれるための更なるブランド化が必要</li> <li>・消費者や流通関係者に対する更なる情報発信の強化が必要</li> </ul>	3
農村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イノシシ等の鳥獣被害による生産性の低下</li> <li>・中山間地を中心として、人口減少・高齢化が顕著で地域活力が減退している</li> <li>・維持管理体制の弱体化・属人化により農地等の適切な維持管理ができていない</li> <li>・農業におけるSDGsへの具体的な取組を推進する</li> </ul>	4
その他 (連携・消費)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地産地消を更に推進し、地元経済の活性化や環境負荷の軽減を図る</li> <li>・関係者(生産者、流通業者、産業支援機関)の連携が不足している</li> </ul>	5

※本項における「対応する基本方針」は、本計画の基本方針(P.32～34)を指します。